

三川町観光協会規約

(名 称)

第1条 本会は、三川町観光協会と称し、事務局を三川町役場に置く。

(目 的)

第2条 本会は、三川町の特性と資源を活用した観光事業の振興を図るとともに、地域産業及び町民の文化、厚生の上昇・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査及び開発・宣伝に関すること。
- (2) 観光事業及び各種イベントの実施に関すること。
- (3) 特産品の開発と情報収集及び販路開拓に関すること。
- (4) 観光物産業務に関すること。
- (5) 他の観光協会等との連絡提携に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織及び会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人及び団体をもって構成する。

2 会員は、本会の会費をもって会員とする。

3 三川町及び庄内たがわ農業協同組合、出羽商工会にあっては、負担金をもって特別会員とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は総会において会員（特別会員を含む。）の中から選出し、副会長は会長の指名とする。

3 理事・監事は、総会において会員の中から選出する。ただし、三川町及び庄内たがわ農業協同組合、出羽商工会にあっては、それぞれ1名を選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は理事会を構成し、本会の業務にあたる。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその仕事満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会 議)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は会員の出席によって成立し、その議事は、出席者の過半数によって決する。

3 会長は、会議の議長となる。

(総 会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画の樹立

- (3) 収支予算の審議及び決算の承認
- (4) 役員を選任
- (5) 会費の決定
- (6) その他重要事項の決定及び承認

(理事会)

第10条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の設置規定は別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(簿冊)

第14条 本会に、規約等、会員名簿、役員名簿、会計簿、議事録等必要な簿冊を置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成 9年4月14日から施行する。

附 則 この規約は、平成10年2月16日から施行する。

附 則 この規約は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年3月 3日から施行する。

附 則 この規約は、平成21年6月25日から施行する。

附 則 この規約は、平成25年4月25日から施行する。

会費及び納付について

1 会費の基準

年会費は、一口2,000円とし、一口以上とする。

2 会費の納期

年会費の納期は、総会の翌々月の末日までとする。

ただし、年度途中の加入申し込み者については、加入承諾があった日の翌月末日とする。

3 納付書について

納付書による窓口納付、集金または庄内たがわ農業協同組合三川支所口座に振替納付とする。